

令和7年度の保険料

	所得割 前年所得に応じて計算	資産割 固定資産税額に応じて計算	均等割 加入者数に応じて計算	平等割 世帯ごとに計算
医療分	8.11%		33,600円	22,800円
支援分	3.01%	廃止	12,000円	8,100円
介護分	2.44%		12,300円	6,300円

保険料の試算ができます。令和6年中の収入が分かるものを用意して、国保医療課までお問い合わせください。



国保医療課 28・6020

令和7年度分の納付書は
7月中旬に郵送します
納付期限(1期分)
7月31日(木)

モデルケース

70歳夫婦のみの世帯
(世帯所得100万円・固定資産税10万円)



令和6年度
年間保険料 **15万円**

資産割廃止
(固定資産税額の
25～30%減)

令和7年度
年間保険料 **12万4千円**

国民健康保険制度は、平成30年の制度改革により、市町村単位の運営から**県と市町村の共同運営**に移行しています。本市では、令和15年度からの「保険料水準の県内統一」に向けて、令和6年度から国民健康保険料率を段階的に見直しています。

資産割を廃止します

令和7年度から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式になります。
※所得割、均等割、平等割の保険料率は据え置き

所得割	均等割
平等割	資産割

変わります

令和15年度保険料水準の県内統一に向けて

国民健康保険料率が

ご利用ください マイナ保険証



さまざまなメリットがあるマイナ保険証をぜひご利用ください。

※マイナポータルで
利用登録が必要です



詳しくは
こちらへ

8月からの

国民健康保険・後期高齢者医療保険 資格確認書などをお送りします

お使いの保険証または資格確認書、限度額適用認定証や標準負担額減額認定証の有効期限は**7/31(木)**です。
新しい資格確認書などは、7月下旬頃にお届けします。

後期高齢者医療保険の方

国民健康保険の方

保険証

マイナ保険証の有無にかかわらず
資格確認書をお届けします。

※令和8年7月31日までの暫定措置

申請不要

認定証

マイナ保険証の有無にかかわらず
令和7年7月31日時点で継続中の方
資格確認書に併記されます。

新たに資格確認書へ記載が必要な方
申請が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

※マイナ保険証で受診する場合は申請不要

申請不要

要申請

保険証

マイナ保険証有り
資格情報のお知らせをお届けします。

マイナ保険証無し
資格確認書をお届けします。

申請不要

認定証

マイナ保険証無し
申請が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

※マイナ保険証で受診する場合は申請不要

要申請